

# 避難行動要支援者登録名簿へのご登録を！

～災害時に、地域で協力しながら迅速な避難を行うために～

市では、災害時に地域で協力しながら迅速な避難を行うための一つ的手段として、在宅で生活していて、避難する際の声掛けや支援を必要とする方々の名簿と個別避難計画を作成しています。

個人情報保護の観点から、本人の承諾(=ご登録)が必要であり、ご登録をされた方については、避難支援に役立てるため「個別避難計画」を作成することになります。その上で、地域の避難支援者に対して名簿と計画を提供し、災害時の避難支援はもとより、平常時の見守りや支援に活用されます。

以下の対象に該当し、避難する際の声掛けや支援を希望する方は、ご登録をお願いします。

## 1. 対象者

次の(1)～(6)のいずれかに当てはまる在宅で生活している方のうち、災害発生時等に避難する際の声掛けや支援を希望する方が対象です。ただし、下記の条件に該当している方であっても、就労している方や自力で避難できる方などは登録の必要はありません。

- (1) 介護保険の要介護3以上の方
- (2) 身体障がい者(1・2級の第1種)及び知的障がい者(療育手帳A)の方
- (3) 身体障がい者(3・4級)で「聴覚(聴覚)」、「視覚」、「肢体不自由(下肢)」の方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する方
- (5) 特定医療費(指定難病)受給者証を所持する方
- (6) その他、支援を必要とする方

## 2. 登録方法

※書類は宮古市福祉課地域福祉係のホームページからダウンロード可能

別紙「登録申請書兼個別避難計画」に、必要事項(「災害発生時に受けたい支援」、「心身の状況等」、「避難支援者(親族、地域住民・団体等で避難を助けてくれる方)」、「緊急連絡先」等)をご記入のうえ、提出してください。

※避難支援者については親族・親戚、知人、近隣者の他、必要に応じてお住まいの地区の自治会・町内会、自主防災組織、民生委員等とご相談のうえ、必ず決めた上で提出してください。

## 3. 名簿・計画の提供先

市の関係部署で情報共有するとともに、避難支援者となる関係機関・団体に提供します。

- (1) 自治会・町内会、自主防災組織
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 警察署・消防署・消防団
- (5) その他の避難支援等に携わる人(福祉専門職等)

### 【名簿・計画の記載内容】

氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号・緊急時連絡先・医療、介護、障がい等の心身に関する情報・その他

## 4. その他

○災害の状況によっては、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまで、「その時にできる範囲内での支援」となりますので、ご理解願います。

※確実な支援や救出を確約するものではありません。(避難支援者に法的責任・義務はありません)

○地域支援者による助け合いの制度です。市が避難支援を直接行うものではありません。

○名簿・計画は、日頃の見守り活動及び災害時の避難支援の目的以外には利用しません。

## 5. 同意書の提出先・問い合わせ

宮古市 保健福祉部福祉課 地域福祉係 ☎0193-68-9082(直通)

# 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用イメージ図

## 避難行動要支援者

○ 事前に登録した場合

△ 登録していない場合

災害発生に備え、**事前に**  
名簿と個別避難計画を提供  
※平常時からの見守り体制構築  
災害時の迅速な避難支援

災害発生した**後に**  
名簿を提供  
※避難支援が遅れる可能性あり

## 災害時の避難支援者(協力・連携)

警察署

消防署

消防団

親族・知人等

民生委員

児童委員

自治会・町内会

自主防災組織

社会福祉協議会

福祉専門職

その他の避難支援等  
の実施に携わる人

